

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：10104

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2016

課題番号：16H06606

研究課題名（和文）減責制度の展開とその展望について

研究課題名（英文）A study of cause of defense

研究代表者

竹村 壮太郎（Takemura, Sotaro）

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：00711912

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 200,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、いわゆる減責制度の運用方法を探求したものである。現在の日本法においては、条文に規定される被害者の過失以外の減責原因も認められる傾向にある。しかし、このような制度の運用は、どのように正当化されるか。

この点、フランス法の展開を参照すれば、次の示唆を得ることができる。不法行為者の“責任”という観点に着目するならば、減責制度を幅広く運用する余地も認め得る。しかしながら、被害者への“損害賠償”という観点に着目するならば、減責制度は厳格に運用されることになる。

今後は、損害賠償が問題となる制度がどちらの視点に基づいたものか、という点に立ち返った検討が求められることになる。

研究成果の概要（英文）：The main subject of this research is to investigate what's a legal cause of defense in a negligence action. The most common defense is "contributory negligence". But, it is not clear if there are another cause of defense.

In this respect, referring to French law, the following can be said; Under the "responsibility" system, there is room to admit various causes of defenses. While under the "indemnity" system, strict interpretation is required.

The same thing can be mentioned about Japanese tort law.

研究分野：民事法学

キーワード：民事法学 不法行為法 減責 過失相殺 素因減責

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本法において、加害者の不法行為責任を軽減する、いわゆる減責原因は、民法722条2項の被害者の過失しか規定されていない。しかしながら、実務においては、それ以外にも、自然力、被害者の病気などの素因など、多様な原因が減責原因とされる例がある。また、学説上でも、これを支持する見解が少なくはない(例えば、いわゆる素因減責について、橋本佳幸「過失相殺法理の構造と射程-責任無能力者の「過失」と素因の斟酌をめぐって-(五・完)」論叢139巻3号(1996)21頁以下)。近時進められている民法改正の動きに合わせて、将来的な不法行為法の改正が議論されているが、その中においても、広域な減責制度の運用が提案されているところでもある(例えば、加藤雅信ほか「日本民法典財産法改正試案」判タ1281号(2009)139頁)。もっとも、そうした減責制度の運用に慎重な立場も、なお有力な状況にあり、減責制度の運用の方向性は、未だに統一されているとはまでは言えない。

(2) ところで、そうした議論状況においては、一つ、大きな問題点が残されているようにはうかがわれる。それは、減責制度の議論が、不法行為責任制度そのものとの議論と、さほど連動されてはいないことである。減責とは、本来、何らかの不法行為責任の成立を前提としている。そうであるならば、そもそもの不法行為責任の趣旨に従って、減責制度の運用方法も策定しなければならない。その検討を通じてこそ、減責制度が何故に広域に運用しうるか、逆に運用されえないか、という点を、理論的に導くことができるように思われる。

### 2. 研究の目的

(1) 以上の背景から、本研究は、不法行為責任制度自体の展開と減責制度を関連させながら、減責制度の将来的な運用方法を探ることを最終的な目的としたものである。ただ研究期間との関係から、本研究においては、まずはそこに至る予備段階として、日本法の母法の一つであるフランス法の動向の分析を中心的な課題としている。

(2) 本研究がフランス法の動向に着目した理由は、次の事情による。すなわち、フランス法においては、伝統的に、被害者のフォート(faute。日本法でいう、被害者の過失)のみが減責原因とされてきたが、一時期、現在の日本法と同様、減責制度を幅広く運用していた。ただ、現在においては、そのように考えられてはいない。この展開は、実のところ、不法行為責任制度そのものの展開と連動したものととも評されるところである。そうであるとすると、不法行為責任制度自体がいかに展開し、それに対する減責制度の運用がいかなる意義を持っていたか、という点を分析していくことで、減責制度を運用する際の新たな視座を得られるものと考えたのである。

### 3. 研究の方法

既述の通り、本研究は、フランス法を比較対象とする形で、その考察を進めたものである。そしてその考察は、具体的には下記の点に焦点を当てていく形で進めた。

まず、一時期の減責制度の拡張を支えた背景と、それを巡る学説を、その学説の依拠する不法行為法の理解の仕方を交えて分析する。ここではフランス不法行為法に関する教科書、体系書のほか、主に、以下の文献を参照する。

フランス法における民事責任法の展開につき、S.Arena, *Objectivism et responsabilité civile*, th. Paris X, 2008、など。また、フランス法における減責制度の展開につき、C.Caille, *Les causes d'exonération de la responsabilité civile delictuelle*, th. Paris, 1988 ; O.Sabard, *La cause étrangère dans les droits privé et public de la responsabilité extracontractuelle*, préf. F. Leduc, th. Tours, LGDJ, 2008 ; A.Dumery, *La faute de la victim en droit de la responsabilité civile*, yh. Aix-Marseil, 2007, préf. R. Bout, L'Harmattan, 2011、など。

次に、この分析を前提に、現在のフランス法における不法行為責任法と減責制度の立ち位置を確認し、今後の減責制度の運用方法を模索する。この点につき、ここでは、主に以下の文献に着目する。A.Dubigeon, *Le concours de qualitiés sur la tête d'une meme person dans les rapports d'obligation*, th. Nante, 2005 ; C.Cassagnabère, *La responsabilité envers soi-même*, th. Rennes 1, 2011、など。

最後に、この中で得た検討結果を日本法の議論へ持ち帰り、日本法における減責制度の素描を試みる。

### 4. 研究成果

以上の方法により得られた本研究における成果は、おおよそ次のようにまとめることができる。

(1) フランス法において、一時期、減責制度の幅広い運用がなされた背景には、厳格な責任論に対する、伝統的なフォート責任論(日本法でいうならば過失責任主義に近似)からの反発があったものと考えられる。すなわち、当時の民法典1384条1項の、いわゆる無生物責任の台頭などにより、何らかのフォートがなくても、事故の加害者に厳しい責任が課せられる例が多くなった。これは被害者の救済には資する一方で、伝統的なフォート責任論からするならば、責任制度の果たしてきた自由な行動の保障や、行動規範の提示といった機能が失われる懸念がある。そこで、減責を幅広く認めることで、その加害者の負担を調整しようとしたのである。

(C.Grare, *Recherches sur la cohérence de la responsabilité délictuelle, L' influence des fondements de la responsabilité sur la réparation*, th.Paris , préf. Y. Lequette, Dalloz, 2005, n°177、など)。このことは、エスマン博士 (Esmein) を始めとする、幅広い減責を支持する見解の多くが伝統的なフォート責任論を支持していたことによっても裏付けられる (P.Esmein, <<La cause étrangère et la théorie du risqué dans la responsabilité civile>>, *DH*, 1934, chr. 56. また、A.Dumery, thèse préc., n°451 et s.)。また、民法典 1384 条 1 項の責任に対する不可抗力免責が、予見性などの主観的な要件が排斥されていたこと (いわゆる外部性要件 (exteriorité) の強調) によって認められにくかったことも、ここで注目すべき事実といえよう。

(2) その後、減責制度の拡張は認められなくなり、現在では、従来の通り、被害者のフォート以外の減責は認められてはいない。このことも (1) の分析と同様の視点から総合的に説明することが可能となる。すなわち、今日では、労災補償制度に始まり、自動車事故損害賠償制度や、医療事故補償制度など、これまで厳しい責任が問われてきた分野に関する被害救済制度が次々と整備された。これらはいずれも保険制度や補償基金などを併用した制度であり、加害者の“民事責任”よりも、“損害賠償”という点に着目した制度であるとも評されるところである (例えば、Ph.Brun, *Responsabilité civile extracontractuelle*, 4<sup>e</sup>ed. Lexisnexis, 2016, n°670 et s. など)。そうすると、その“損害賠償”制度によって被害者の救済が可能となるため、一般的な“民事責任”のレベルでは、加害者の責任を厳しく問う必要性はなくなることにもなる。その結果、過度な責任への調整を果たしてきた減責制度の拡張も、同時にその必要性を失ったことになるのである。

(3) 以上の (1) (2) 展開や近時の学説の動向を踏まえるならば、減責制度の運用に関しては、おおよそ次の示唆を得ることができる。まず、損害賠償が問題となるなかで、不法行為者の“責任”に着目した制度上においては、厳格な責任との調整といった必要に応じて、減責の拡張も正当化されうる余地がある。ここでは、加害者の責任を減少させる事情として、減責の問題が捉えられることになる。一方、責任よりも“損害賠償”に焦点を当てた制度を前提とするならば、減責制度の拡張は認められない。被害者の救済をその目的とする以上、そこでの損害賠償額の減少は、その対象となる被害者の権利の縮減という視点からのみ、正当化されうることになるからである。この後者の点は、近時の学説の示唆するところでもあるが (C. Cassagnabère, thèse préc., n°630 et s.)

従来から、被害者の救済を強調してきたリスク理論などの見解 (例えば、ジョスラン (Josserand) 博士の見解) が、被害者の自身に対する責任 (responsabilité envers soi-même) として減責を説明しようとしていたこととも整合する (L.Josserand, <<La responsabilité envers soi-même>>, *DH* 1934, chr. 73.)。

(4) 「2. 研究の目的」記載のとおり、本研究は、減責制度の展望を描く準備段階として、フランス法の動向を主な考察対象としたものである。したがって、具体的な日本法における減責制度の運用方法については、今後の検討課題となる。ただ、日本法においても同様に、交通事故事例、労働事故事例、医療過誤事例などの各事例の類型ごとに、損害賠償が問われている制度が、加害者の“責任”に着目したものか、“損害賠償”に着目したものかといった点に立ち返った検討が求められるように考えられる。

(5) 以上の研究成果に関しては、そこで獲得した視点を基にした試みとして、医療事故と減責の問題の考察を行った論考をまとめた。研究成果の本体とも言えるフランス法の動向と日本法全体の展望については、先に示した研究計画のとおり、平成 28 年度中の公表には及んでいない。この点については、内容を改めて整序しながら、近く公表していく予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

竹村壮太郎「医療過誤事例における素因減責の現状とその課題」*商学討究* 68 巻 1 号(2017) (印刷中) 査読なし

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹村 壮太郎 (Takemura Sotaro)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：00711912

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし